

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太田市長 清水 聖義

市町村名 (市町村コード)	太田市 (205)	
地域名 (地域内農業集落名)	太田・鳥之郷地区 【鳥山町・新野町・鳥山上町・鳥山中町・鳥山下町】 (鳥山上町、新野町、鳥山中町、鳥山下町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月14日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は土地改良事業により区画整理された圃場で、米麦を中心とした土地利用型農業が行われている。地域農業者の高齢化および後継者不足による担い手の減少への対応が必要な状況。基盤整備事業から一定の時間が経過していることから、地区内に整備されていた用排水路は老朽化が進んでおり、更新が必要な箇所が存在する。地区内の農地で耕作されていないところは、比較的少ない状況にあるが、地域内農業者の高齢化が進み、規模拡大の農業者に比べて規模縮小の農業者が多いことから、今後の地域農業のあり方や農地利用について、方針等を定めて地域全体で取り組む必要がある

(2) 地域における農業の将来の在り方

経営規模については現状維持を志向する農業者が多いが、規模拡大を志向する農業者も複数存在している。今後は、効率の良い経営が進められるよう規模拡大に意欲的な担い手へ農地中間管理事業等を活用し農地を集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	178 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	178 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化等のため基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携したなかで地域内後継者や新規就農者の確保・育成、他地域からの農業者の受け入れ等、多様な経営体の募集を促進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】